

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【公開番号】特開2015-224221(P2015-224221A)

【公開日】平成27年12月14日(2015.12.14)

【年通号数】公開・登録公報2015-078

【出願番号】特願2014-110186(P2014-110186)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 K 8/31 (2006.01)

A 6 1 K 8/37 (2006.01)

A 6 1 Q 1/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/73

A 6 1 K 8/31

A 6 1 K 8/37

A 6 1 Q 1/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月14日(2017.4.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の成分(A)、(B)、(C)及び(D)：

(A)主鎖にセルロース骨格を有し、全水酸基の45～65mol%が基-O-M-R(MはCH₂又はカルボニル基C=Oを示し、Rは炭素数3～40の直鎖又は分岐鎖のアルキル基又はアルケニル基を示す)で置換されているセルロース誘導体 0.01～20質量%、

(B)揮発性の炭化水素油 1～40質量%、

(C)25で固形のワックス 5～40質量%、

(D)25で液状であって、分子内に水酸基を1個有するエステル油 5～40質量%

を含有し、成分(B)及び(D)の質量割合(B)/(D)が、0.05～4である油性化粧料。

【請求項2】

成分(A)において、Rが炭素数9～21の直鎖又は分岐鎖のアルキル基又はアルケニル基である請求項1記載の油性化粧料。

【請求項3】

成分(B)が、35～87の引火点を有するものである請求項1又は2記載の油性化粧料。

【請求項4】

成分(D)が、リンゴ酸ジイソステアリル、ヒドロキシステアリン酸2-エチルヘキシル及びリシノレイン酸オクチルドデシルから選ばれる1種又は2種以上である請求項1～3のいずれか1項記載の油性化粧料。

【請求項5】

成分(A)及び(B)の質量割合(A) / (B)が、0.01 ~ 3である請求項1~4のいずれか1項記載の油性化粧料。

【請求項6】

成分(B)、(C)及び(D)の合計量に対する成分(B)の質量割合(B) / ((B) + (C) + (D))が、0.03 ~ 0.8である請求項1~5のいずれか1項記載の油性化粧料。